

# 愛媛県試験研究機関の試験研究評価に関する指針

## 第1 指針策定の趣旨

本県において、試験研究機関（別表に掲げる機関をいう。以下同じ。）は、地域産業の活性化や住民の安全な生活を技術面から支える機関として大きな役割を果たしてきた。特に、近年、多様化・高度化する県民や産業界のニーズに対応するため、民間への技術移転や研究成果の実用化につながる優れた試験研究の推進、限られた研究資源の効果的かつ効率的な活用による研究開発機能の一層の向上等が求められており、これらを実現するためには、外部専門家等による評価を含めた試験研究に関する評価（以下「試験研究評価」という。）を適切かつ効果的に実施する必要がある。

このため、各試験研究機関を取り巻く環境やそれぞれの任務、業務内容等の相違を踏まえつつ、本県の試験研究評価の実施に関する基本的・共通的なガイドラインとして、この指針を定めるものとする。

## 第2 試験研究評価の目的

試験研究評価を実施する目的は、次のとおりとする。

- (1) 多様化・高度化する県民や産業界のニーズの的確な把握と事業化・実用化につながる研究開発の推進
- (2) 多様な助言による、研究職員の能力や創造性が十分に発揮できる柔軟かつ競争的で開かれた研究環境の実現
- (3) 限られた研究資源の効果的・効率的な活用
- (4) 県民に対する説明責任の確保による県民の理解と支持の増大

## 第3 試験研究評価の種別

### 1 課題評価及び機関評価

試験研究評価は、試験研究機関における試験研究課題の評価（以下「課題評価」という。）及び試験研究機関全般の評価（以下「機関評価」という。）を実施するものとする。ただし、本県における試験研究評価制度の導入が未だ緒に就いたばかりの段階であることを考慮して、当面、課題評価を先行して実施するものとし、機関評価については、課題評価の結果を勘案しつつ導入に向けた検討を行うものとする。

### 2 内部評価及び外部評価

試験研究評価は、庁内における評価（以下「内部評価」という。）に加え、県の組織に属さない外部の専門家、有識者等を評価者とする評価（以下「外部評価」という。）を実施するものとする。

## 第4 課題評価の対象

課題評価の対象は、原則として試験研究機関が実施するすべての試験研究課題とする。ただし、次のいずれかに該当する試験研究課題については、対象外とする。

- (1) 国、企業等から委託を受けて行う試験研究（委託元が全額負担するものに限る。）
- (2) 秘密保持義務契約（秘密保持義務を定めた協定等を含む。）が締結され、又は締結されることが予定されている共同研究
- (3) 定型的かつ継続的な試験研究であって、第5の2の評価専門部会において評価になじまないと認められたもの
- (4) 国その他の公的機関において評価が実施される試験研究

## 第5 課題評価の実施主体等

### 1 内部評価の実施主体

内部評価は、試験研究機関を所管する本庁各部局（以下「所管部局」という。）が、外部評価に先立って実施するものとする。

### 2 外部評価の実施主体

外部評価は、愛媛県科学技術振興会議の下に設置される評価専門部会が実施するものとし、評価専門部会ごとの評価対象試験研究機関は、次の表のとおりとするものとする。

評価専門部会	評価対象試験研究機関
衛生環境評価専門部会	愛媛県立衛生環境研究所
産業技術評価専門部会	愛媛県産業技術研究所
農林水産評価専門部会	愛媛県農林水産研究所

### 3 評価専門部会委員の選任

評価専門部会の委員は、次のいずれかに該当する者で、公正な立場で適切な評価を実施できると認められるもののうちから選任するものとする。

- (1) 評価対象試験研究機関における試験研究分野に関し専門的知識を有する者
- (2) 関連する企業、団体等の関係者
- (3) 消費者その他の試験研究成果の受益者
- (4) 科学技術全般に関する知識を有する者

### 4 委員以外の者の参加等

評価専門部会は、必要があると認める場合は、委員以外の有識者等の参加を求め、又はこれらの者から意見書を徴することができるものとする。

## 第6 課題評価の種類等

### 1 課題評価の種類及び内容

- (1) 事前評価 研究課題の選定時に、概ね次に掲げる項目について評価するものとする。
  - ア 必要性
  - イ 新規性・独創性
  - ウ 目標設定の妥当性・達成の可能性
  - エ 試験研究計画の妥当性
  - オ 試験研究成果の波及効果
  - カ 実施体制の妥当性・効率性
- (2) 中間評価 原則として5年以上の期間の研究課題について、中間年度等において、概ね次に掲げる項目について評価するものとする。
  - ア 試験研究の進捗状況
  - イ 目標達成の可能性
  - ウ 社会経済情勢及び県民、地域産業等のニーズの変化への適合性
  - エ 試験研究計画及び実施体制の妥当性・効率性
- (3) 事後評価 試験研究終了後1年以内の間に、概ね次に掲げる項目について評価するものとする。ただし、特許出願予定等正当な理由により当該期間内に評価を行うことができないものについては、当該理由の消滅後速やかに評価を実施するものとする。
  - ア 目標の達成度
  - イ 試験研究計画及び実施体制の妥当性・効率性
  - ウ 試験研究成果の有益性
  - エ 試験研究成果の波及効果及び取扱い
- (4) 追跡評価 事後評価終了から一定期間経過後、概ね次に掲げる項目について評価するものとする。なお、追跡評価は、必要に応じて行うものとし、実施の必要性及びその時期は、事後調査の際に判断するものとする。
  - ア 試験研究成果の波及効果及び発展性
  - イ 試験研究成果の取扱い状況

### 2 評価項目等の設定

具体的な評価項目並びに評価基準、評価手続及び評価手法については、評価の対象となる試験研究課題の分野等に応じて、評価には多角的な視点が重要であることを考慮しつつ、適切な内容を設定するものとする。

## 第7 試験研究機関等の責務

### 1 試験研究機関の責務

試験研究機関は、適切な体制により試験研究評価に臨むとともに、評価結

果を尊重し、これを試験研究の目的、実施計画、手法等の改善や試験研究費、人材等の研究資源の配分などに適切に反映させるものとする。

## 2 所管部局の責務

所管部局は、試験研究機関と十分な連携を図り、試験研究評価及び評価結果の活用が適正に行われるよう努めるものとする。

## 3 研究職員の責務

研究職員は、試験研究活動における評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力するとともに、評価結果を十分に生かして試験研究に取り組むものとする。

## 4 評価者の責務

評価者は、第6の1に掲げる評価項目を総合的に勘案して、厳正かつ適正な評価を実施するとともに、優れた研究開発を更に伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言を行うものとする。

# 第8 評価結果等の報告及び公開

評価結果及びこれに基づいて講じた措置については、愛媛県科学技術振興会議に報告するとともに、個人情報保護、企業秘密保護、知的財産の取得等に十分に配慮しつつ、一般に公開するものとする。

# 第9 その他留意事項

## 1 多様な試験研究に応じた適切な配慮

試験研究は、基礎的な研究や短期間では成果が判明しないものなど多様であることから、それぞれの特性を考慮した適切な評価を実施するよう努めるものとする。

## 2 研究職員への配慮

評価の実施に当たっては、公正かつ透明性のある評価を通じて、研究職員の意欲の向上及び能力や創造性の十分な発揮につながるよう配慮するとともに、評価に伴う資料作成等の作業が研究職員に過重な負担となり、かえって試験研究活動に支障が生じることにならないよう十分に注意を払うものとする。

# 第10 指針の見直し

試験研究評価をより適切かつ効果的に実施するため、機関評価の導入に併せた制度全体の見直しを含め、必要に応じてこの指針の見直しを行うものとする。この場合においては、愛媛県科学技術振興会議の意見を聴くものとする。

## 第11 施行期日

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

この指針は、平成18年6月19日から施行する。

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表（第1関係）

愛媛県立衛生環境研究所
愛媛県産業技術研究所
愛媛県農林水産研究所